

＊北海道公報

目次

発行 北海道（総務部法制文書課）
電話 011 - 231 - 4111（内線 22-271）
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント（株）

ページ

規則

- 北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則（職員厚生課） 二三八
- 北海道病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（道立病院管理室） 二三八
- 北海道小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する規則の一部を改正する規則（資源管理課） 二三八
- 公共職業安定所の職員の勤務時間の特例に関する規則を廃止する規則（雇用対策課） 二三八
- 公共職業安定所の勤務時間の特例に関する規則を廃止する規則（雇用対策課） 二三八
- 一般競争入札（物品の賃借）の実施（土地水対策課） 二三九
- 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等（廃棄物対策課） 二四〇
- 指定希少野生動植物の指定（自然環境課） 二四〇
- 一般競争入札の資格に関する公示（保護課） 二四〇
- 一般競争入札の実施（保護課） 二四一
- 土地改良区の定款の変更の認可（土地改良指導課） 二四二
- 道営土地改良事業計画の決定（土地改良指導課） 二四二
- 道営土地改良事業変更計画の決定（土地改良指導課） 二四三
- 土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定（土地改良指導課） 二四三
- 土地改良事業の計画変更の同意（土地改良指導課） 二四三
- 家畜伝染病の発生（酪農畜産課） 二四三
- 漁港の指定（漁港漁村課） 二四四
- 漁港の区域の変更（二件）（漁港漁村課） 二四四
- 漁港の指定の取消し（漁港漁村課） 二四四
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始（道路計画課） 二四四
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了（道路計画課） 二四五
- 道路の区域の変更（三件）（道路整備課） 二四五
- 道路の供用の開始（二件）（道路整備課） 二四七
- 道路の区域の変更及び供用の開始（二件）（道路整備課） 二四七

○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等

公表

○平成十三年度北海道補正予算の要領

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

札幌医科大学告示

○一般競争入札の資格に関する公示

○一般競争入札の実施

道企業管理規程

○北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程

公布された規則のあらまし

北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則（規則第九号）

一 趣旨及び内容
地方公務員制度に係る新たな再任用制度が設けられたことにかんがみ、再任用職員のうち短時間勤務の職を占める職員に係る公宅の貸与資格に関し、知事が必要と認める職員について貸与資格を認めることとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第十号）

趣旨及び内容

北海道病院事業条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第十九号）の施行期日は、平成十四年四月一日とすることとした。

北海道小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する規則の一部を改正する規則（規則第十一号）

一 趣旨及び内容

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

公共職業安定所の職員の勤務時間の特例に関する規則を廃止する規則（規則第十二号）

一 趣旨及び内容

公共職業安定所の職員の勤務時間の特例に関する規則を廃止することとするため、

平成十四年三月二十二日 金 曜 日

二三八

この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

公共職業安定所の執務時間の特例に関する規則を廃止する規則（規則第十三号）

一 趣旨及び内容

公共職業安定所の執務時間の特例に関する規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十二日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第九号

北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則

北海道居住施設管理規則（昭和三十九年北海道規則第百十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員で知事が必要と認めるものを除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年三月二十二日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第十号

北海道病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道病院事業条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第十九号）の施行期日は、平成十四年四月一日とする。

北海道小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成十四年三月二十二日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第十一号

北海道小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する規則の一部を改正する規則

北海道小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する規則（昭和三十一年北海道規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道小型漁船の総トン数の測度に関する規則

第一条の見出し及び条名を削り、同条中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」を「小型漁船の総トン数の測度に関する政令」に、「船籍港の所在地」を「漁船の所有者の住所地（その住所地が内陸の市町村内又は道外にある者にあつては、その漁船の根拠地）に改める。

第二条及び第三条を削る。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

公共職業安定所の職員の勤務時間の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十二日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第十二号

公共職業安定所の職員の勤務時間の特例に関する規則を廃止する規則

公共職業安定所の職員の勤務時間の特例に関する規則（昭和二十四年北海道規則第百号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公共職業安定所の執務時間の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十二日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第十三号

公共職業安定所の執務時間の特例に関する規則を廃止する規則

公共職業安定所の執務時間の特例に関する規則（昭和二十四年北海道規則第百一号）は、廃止する。

報 告 公 債 賦 北		北海道総合企画部土地水対策課	
北海道告示第 456 号		北海道総合企画部土地水対策課	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年 3 月22日		北海道総合企画部土地水対策課	
1 入札に付する事項		北海道総合企画部土地水対策課	
(1) 調達をする賃貸物品等の名称及び数量 電子計算機 15台（1月当たりの単価）		北海道総合企画部土地水対策課	
(2) 調達をする賃貸物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。		北海道総合企画部土地水対策課	
(3) 納 入 期 日 平成14年 5 月1日		北海道総合企画部土地水対策課	
(4) 契 約 期 間 平成14年 5 月1日から平成15年 3 月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年 4 月27日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。		北海道総合企画部土地水対策課	
(5) 納 入 場 所 北海道総合企画部土地水対策課		北海道総合企画部土地水対策課	
2 入札に参加する者に必要な資格		北海道総合企画部土地水対策課	
(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。		北海道総合企画部土地水対策課	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。		北海道総合企画部土地水対策課	
(3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。		北海道総合企画部土地水対策課	
3 契約条項を示す場所		北海道総合企画部土地水対策課	
北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総合企画部土地水対策課		北海道総合企画部土地水対策課	
4 入札の執行の場所及び日時		北海道総合企画部土地水対策課	
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目		北海道総合企画部土地水対策課	
(2) 入 札 日 時 平成14年 4 月 5 日（金）午前11時30分		北海道総合企画部土地水対策課	
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。		北海道総合企画部土地水対策課	
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。		北海道総合企画部土地水対策課	
5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。		北海道総合企画部土地水対策課	
6 入札説明書の交付に関する事項		北海道総合企画部土地水対策課	
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目		北海道総合企画部土地水対策課	
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。		北海道総合企画部土地水対策課	
7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。		北海道総合企画部土地水対策課	
8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）を持って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。		北海道総合企画部土地水対策課	
9 契約書作成の要否		北海道総合企画部土地水対策課	
10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。		北海道総合企画部土地水対策課	
(1) 提 出 期 限 平成14年 4 月 3 日		北海道総合企画部土地水対策課	
(2) 提 出 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目		北海道総合企画部土地水対策課	
11 そ の 他		北海道総合企画部土地水対策課	
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。		北海道総合企画部土地水対策課	
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い		北海道総合企画部土地水対策課	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		北海道総合企画部土地水対策課	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。		北海道総合企画部土地水対策課	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		北海道総合企画部土地水対策課	
ア 名 称 北海道総合企画部土地水対策課		北海道総合企画部土地水対策課	
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目		北海道総合企画部土地水対策課	
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 267		北海道総合企画部土地水対策課	
(4) この入札の執行は、公開する。		北海道総合企画部土地水対策課	
(5) 詳細は、入札説明書による。		北海道総合企画部土地水対策課	

北海道告示第 457 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。
なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。
平成14年 3 月22日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年 2 月26日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

帯広市西21条北 1 丁目 3 番20号

株式会社スナック 代表取締役 杉山 博康

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

河東郡芽室町平和西17線32 - 4、西18線31 - 3、31 - 7、33 - 1、33 - 3、33 - 8

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号口

（安定型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器

くず、ゴムくず

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道十勝支庁地域政策部環境生活課 午前 9 時から午後 5 時15分まで

イ 芽室町住民生活課 午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

ウ 清水町地域生活課 午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成14年 3 月22日から 4 月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 080 - 8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝支庁地域政策部環境生活課）に平成14年 5 月 7 日（火）までに到着するように提出すること。

北海道告示第 458 号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号）第8条第5項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定し、平成14年 5 月 1 日から施行する。
平成14年 3 月22日

北海道知事 堀 達 也

1 指定希少野生動植物に指定する種名

分類	種 名（和名）	科 名
植物	ヒダカソウ	キンポウゲ科
植物	キリギシソウ	キンポウゲ科
植物	ダイセツヒナオトギリ	オトギリソウ科
植物	レブンソウ	スズメ科
植物	シソバキスミシ	スミシ科
植物	ユウバニコザクラ	サクラソウ科
植物	ウルツブソウ	ウルツブソウ科
植物	ユウバリソウ	ウルツブソウ科
植物	オオヒラウススキソウ	キク科
植物	フタナミソウ	キク科
植物	キバチノアツモリソウ	ラン科
植物	ヤチラン	ラン科

2 指定の理由

当該種は、生育地が局限される種であり、また、人為的影響により、個体数が危険な水準まで減少している。

このため、特に保護を図る必要があるため指定するものである。

3 指定する区域

北海道全域

北海道全域

北海道告示第 459 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成14年 3 月22日

北海道事業場連合	
1 資格及び調達をする役務の種類 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。	
(1) 契 約 平成14年3月22日に一般競争入札の公告を行う医療扶助分析システムのデータ入力業務委託契約	
(2) 資 格 医療扶助分析システムのデータ入力業務に関する資格 (以下「資格」という。)	
(3) 役 務 の 種 類 医療扶助分析システムのデータ入力業務委託	
2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。	
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者 (未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。	
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。	
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(4) 平成14年3月22日の直前の納期限までの道税を滞納していないこと。	
(5) 平成14年3月22日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。	
(6) 資本金は300万円以上であること。	
(7) ペリプテリ機能を有するデータエンター機器を4台以上有していること。	
(8) キーパンチャー要員数が6名以上であること。	
(9) データの漏えい、改ざん、滅失及びびき損を防止するための安全対策措置を講じていること。	
(10) 道が指定する記録媒体、記録仕様で納品が可能であること。	
(11) 道庁近傍に事業所を有しており、その事業所に入力用プログラムを作成できるスーパーバイザーが常勤していること。	
(12) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和22年法律第178号) に規定する休日並びに平成14年12月28日から平成15年1月5日まで以外の日で、道の指定する日に来庁し、受注又は納品ができる者であること。	
3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合 (以下「中小企業等協同組合」という。) 及び中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) 第3条第1項第7号に掲げる協業組合 (以下「協業組合」という。) については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2	の5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合 (以下「企業組合」という。) 及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月22日から28日までの間にしなければならぬ。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道保健福祉部保護課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 825 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合 (企業組合を除く。) である資格を有する者でその構成員 (資格を有する者であるものに限る。) を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有 効 期 間 の 更 新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第460号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 調達をする役務の名称

医療扶助分析システムのデータ入力業務の数字の入力に係る1文字当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 23,546,000字

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 契約の日から平成15年3月31日まで

- (4) 納 入 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道告示第459号に規定する医療扶助分析システムのデータ入力業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁赤れんが庁舎1階第5号会議室

- (2) 入 札 日 時 平成14年4月8日 午前10時

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要 求 の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2の規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札書の記載方法

入札は、数字の入力に係る1文字当たりの単価で記載すること。

この場合において、単価は、小数点以下第3位まで記載すること。

- (3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部保護課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 825

- (5) この公告の内容は予定であり、変更することもあり得る。

- (6) この入札の執行は、公開する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年3月12日、倶知安土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（中篠津南地区ほ場整備 [担い手育成型]（区画整理、農業用排水水））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成14年3月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 463 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年 3 月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月22日

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
大 願 北	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、区画整理、暗きよ)	北海道空知支庁
下 宇	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水、暗きよ)	北海道上川支庁
旭 正	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水、暗きよ)	同
斜里 東部	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良)	北海道網走支庁
生 田	農免農道整備	北海道胆振支庁

北海道告示第 464 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3 第5項において準用する同法第 8 条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成14年 3 月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月22日

事業主体名	地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
豊 頃 町	育 多	基盤整備促進 [基盤整備] (農道)	北海道十勝支庁
大 樹 町	芽 武	同 (農業用排水、農道)	同

北海道告示第 465 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3 第5項において準用する同法第10条第1項により、平成14年 3 月13日、標茶町を行う土地改良 (多和第2地区基盤整備促進 [基盤整備] (農道)) 事業の土地改良事業変更計画の変更に同意した。

平成14年 3 月22日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 466 号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成14年 3 月22日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発 生 年 月 日
コーネ病	牛	患 畜	1	野付郡別海町中西別268番地の2	平成14. 2. 5
同	同	同	3	上川郡上川町字菊水856番地	同 14. 2. 6
同	同	同	1	河東郡士幌町字上音更西14線9番地	同 14. 2. 7
同	同	同	4	天塩郡豊富町字有明	同
同	同	同	1	勇払郡早来町字緑丘185番地10	同 14. 2. 12
同	同	同	1	野付郡別海町上風連154番地の43	同 14. 2. 13
同	同	同	4	中川郡幕別町字糠内347番地	同
同	同	同	6	天塩郡天塩町字ウナシ303番地の1	同
同	同	同	4	天塩郡天塩町字オヌヌナイ5442番地の1	同
同	同	同	2	天塩郡天塩町字ウナシ5233番地の1	同
同	同	同	1	天塩郡幌延町字開進268番地の2	同
同	同	同	2	広尾郡大樹町字生花179番地の3	同 14. 2. 14
同	同	同	1	広尾郡大樹町字萌和181番地	同
同	同	同	1	同 字相川202番地	同
同	同	同	2	足寄郡足寄町螺湾141番地の7	同 14. 2. 15
同	同	同	1	登別市青葉町17番地2	同 14. 2. 19
同	同	同	1	江別市角山380番地	同 14. 2. 20
同	同	同	1	紋別郡湧別町字西芭露374番地	同 14. 2. 21
同	同	同	3	阿寒郡阿寒町字ニニシベツ原野基線35線69番地	同 14. 2. 25
同	同	同	1	紋別市渚滑町元西404番地の3	同 14. 2. 26
同	同	同	2	足寄郡足寄町常盤14番地の2	同 14. 2. 27
同	同	同	1	登別市青葉町17番地2	同 14. 2. 28

北海道告示第 467 号

漁港法（昭和25年法律第137号）第6条第2項の規定により、第2種漁港を次のように指定し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月22日

漁港の名称	所在地	北海道知事 堀 達 也	
		水 域	陸 域
浜 益 （浜益地区）	浜益郡浜益村大字浜益村	浜益村大字浜益村3番14に設置された標柱（イ点）から257度282メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、同村大字浜益村1番52北角に設置された標柱（原点）から140度11メートルの地点を八点とし、八点から257度370メートルの地点（二点）に引いた線（ロ線）、ロ点から二点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から143度283メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から183度175メートルの地点（ヘ点）に引いた線、同欄に規定する八点からへ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域
（群別地区）	浜益村大字群別村11番9北西角に設置された標柱（イ点）から280度258メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、同村大字群別村3番1南角に設置された標柱（八点）から278度393メートルの地点（二点）に引いた線（ロ線）、ロ点から二点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から100度140メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から184度358メートルの地点（ヘ点）に引いた線、同欄に規定する八点からへ点に引いた及び水際線により囲まれた地域	

北海道告示第 468 号

漁港法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、第2種大瀬漁港の区域の欄を次のように改める。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課、北海道渡島支庁及び恵山町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成14年3月22日

水 域	陸 域	北海道知事 堀 達 也	水 域
恵山町字豊浦103番1北東角に設置された標柱	水域の欄に規定するイ線、同欄に規		

（イ点）から185度90メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、ロ点から125度601メートルの地点（八点）に引いた線、同町字大瀬42番北角に設置された標柱（原点）から2度30分66メートルの地点を二点とし、二点から108度681メートルの地点（ホ点）に引いた線（ロ線）、ホ点から八点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

北海道告示第 469 号

漁港法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、第2種浜鬼志別漁港の区域の欄を次のように改める。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課、北海道宗谷支庁及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成14年3月22日

水 域	陸 域	北海道知事 堀 達 也
猿払村浜鬼志別1543番18南角に設置された標柱（原点1）から151度129メートルの地点をイ点とし、イ点から44度805メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、同村浜鬼志別1457番1西角に設置された標柱（原点2）から295度30分132メートルの地点を八点とし、八点から44度875メートルの地点（二点）に引いた線（ロ線）、ロ点から二点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から八点に引いた線及び水際線により囲まれた地域	

北海道告示第 470 号

漁港法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、登別漁港については、その指定を取り消し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 471 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年3月22日

1 路 線 名	長沼町道長沼新道線	北海道知事 堀 達 也
---------	-----------	-------------

2	工 事 区 間	夕張郡長沼町54番10地先から 夕張郡長沼町769番93地先まで
3	工 事 の 種 類	改築
4	工 事 開 始 の 日	平成14年 3 月26日

北海道告示第472号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による市町道の
 工事を次のとおり完了する。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達 也

1(1)	路 線 名	長沼町道長沼新道線
(2)	工 事 区 間	夕張郡長沼町769番34地先から 夕張郡長沼町769番93地先まで
(3)	工 事 の 種 類	改築

(4)	工事完了の日	平成14年3月25日
2(1)	路線名	三笠市道美園幌内線
(2)	工事区間	三笠市唐松青山町61番地先から 三笠市幌内1丁目228番9地先まで
(3)	工事の種類	改築
(4)	工事完了の日	平成14年3月29日

北海道告示第473号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

道路の種類		道路	変更前後の別		敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
1	道路の種類	道道						
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	路線名						
	赤平滝川線	赤平市字赤平629番1地先から 赤平市字赤平605番1地先まで	前	後	13.00mから 21.00mまで 13.00mから 21.00mまで	170.00m 170.00m	— —	北海道札幌土木現業所
	達布石狩沼田停車場線	雨竜郡沼田町字幌新160番1地先（河川敷地）から 雨竜郡沼田町字幌新583番1地先まで	前	後	16.02mから 47.07mまで 18.40mから 58.54mまで	551.25m 551.25m	— —	同
	旭川芦別線	旭川市神居町西丘215番2地先から 旭川市神居町豊里181番1地先まで	前	後	13.55mから 25.00mまで 16.73mから 28.03mまで	1,750.00m 1,750.00m	— —	同
	小藤沼田線	雨竜郡株父別町字株父別2016番14地先から 雨竜郡株父別町字株父別2016番20地先まで	前	後	14.54mから 15.92mまで 18.34mから 32.15mまで	345.59m 345.59m	— —	同
	深川雨竜線	雨竜郡妹背牛町字妹背牛314番9地先から 雨竜郡妹背牛町字妹背牛318番11地先まで	前	後	27.27mから 27.27mまで	865.24m	—	同

芦 別 赤 平 線	芦別市常磐町293番1地先から 芦別市常磐町293番1地先まで	後	27.27 m から 32.53 m まで	865.24 m	—	北海道札幌土木現業所
		前	19.00 m から 20.50 m まで	30.00 m	—	

野 塚 婦 美 線	積丹郡積丹町大字日司町331番地先から 積丹郡積丹町大字入舸町50番1地先まで	後	9.50 m から 45.00 m まで	1,230.00 m	—	北海道小樽土木現業所
		前	19.00 m から 20.50 m まで	30.00 m	—	

岩 内 洞 爺 線	虻田郡ニセコ町字ニセコ405番6地先（河川敷地）から 虻田郡ニセコ町字ニセコ399番地先まで	後	9.50 m から 81.00 m まで	1,143.00 m	—	同
		前	19.00 m から 52.00 m まで	100.00 m	—	

有明天塩有明停車場線	苫前郡初山別村有明1590番地先から 苫前郡初山別村有明1584番地先まで	後	15.00 m から 52.00 m まで	100.00 m	—	北海道留萌土木現業所
		前	12.83 m から 18.54 m まで	555.61 m	—	

築別炭鉱築別停車場線	苫前郡羽幌町字曙146番地先から苫前郡羽幌町字曙国有林 留萌北部森林管理署2207林班口小班地先まで	後	12.83 m から 18.54 m まで	555.61 m	—	同
		前	10.90 m から 21.90 m まで	640.00 m	—	

上 遠 別 霧 立 線	苫前郡羽幌町字曙153番1地先（道道築別炭鉱築別停車場 線交点）から苫前郡羽幌町字曙283番1地先まで	後	16.16 m から 44.86 m まで	618.44 m	—	同
		前	10.91 m から 20.01 m まで	816.60 m	—	

	苫前郡羽幌町字曙153番1地先（道道築別炭鉱築別停車場 線交点）から苫前郡羽幌町字曙283番1地先まで	後	10.91 m から 22.00 m まで	816.60 m	—	道道築別炭鉱築別停車場 場線重複 L = 6.00 m
	苫前郡羽幌町字曙280番2地先（道道築別炭鉱築別停車場 線交点）から苫前郡羽幌町字曙283番1地先まで	後	17.18 m から 30.41 m まで	777.00 m	—	道道築別炭鉱築別停車場 場線重複 L = 28.00 m

北海道告示第 474 号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年3月22日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道道	変更前	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
2	路 線 名	比布愛別停車場線	後の別			
3	道路の区域	区				

上川郡比布町832番2地先
から上川郡比布町2750番1
地先（河川敷地）まで

前	10.90mから 27.27mまで	1,146.80m	—
後	10.90mから 27.27mまで	1,146.80m	—
後	19.64mから 34.68mまで	1,062.75m	—

北海道告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 遠別中川線
3 道路の区域 区

変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
--------	-------	----	-----------

天塩郡遠別町字清川1368番地先（河川敷地）から中川郡中川町字安川上川北部森林管理署名寄事務所76林班そ小班地先まで	前	5.00mから 52.00mまで	4,986.40m	—
	前	11.50mから 132.00mまで	1,880.12m	—
	後	11.50mから 132.00mまで	1,880.12m	—

北海道告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 江別奈井江線	空知郡北村字中央4232番地先から空知郡北村字中央4231番13地先まで	平成14.3.22
道道 美咲達布岩見沢線	岩見沢市西川町485番地先から岩見沢市西川町488番2地先まで	同

道道 岩見沢停車場線

岩見沢市有明町南1番14地先から岩見沢市1条西4丁目5番2地先まで	同 14.3.27
-----------------------------------	-----------

北海道告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課、北海道留萌土木現業所及び旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 遠別中川線	天塩郡遠別町字清川留萌北部森林管理署遠別事務所167番イ小班地先から中川郡中川町字安川上川北部森林管理署名寄事務所76林班そ小班地先まで	平成14.3.26 12時

北海道告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成14年3月26日に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 ヲ張長沼線
3 道路の区域 区

変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
ヲ張郡長沼町582番32地先からヲ張郡長沼町242番5地先まで	前 18.30mから 38.90mまで	680.00m	—
	後 18.30mから 38.90mまで	680.00m	—

北海道告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名	雨竜旭川線	
3 道路の区域	区 間	
	変更前 後の別	敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
士別市温根別町2514番1地	前	11.00mから 480.00m
先から士別市温根別町1723番3地先まで	前	19.00mから 480.00m
	前	19.00mから 480.00m
	後	29.80mから 480.00m

北海道告示第480号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年3月22日

北海道知事 堀 達 也

1 河 川 の 名 称	一級河川石狩川水系ベベルイ川
2 廃川敷地等が生じた年月日	平成14年3月22日
3 廃川敷地等の位置	左岸 空知郡上富良野町296番3地先から296番2地先まで及び19番3地先から19番16地先まで
	右岸 空知郡上富良野町17番3地先から17番2地先まで、5608番地、5609番地、17番13地先から17番2地先まで、5610番地、5611番地、5618番地、5619番地、5620番地、5627番地、19番12地先から19番10地先まで、5613番地及び5622番地
4 廃川敷地等の種類及び数量	土地 15,232.11㎡

平成14年第1回北海道議会定例会で議決を経た平成13年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成13年度北海道一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50,343,938千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,323,337,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（単位 千円）

款 税

補 正 前 の 額 補 正 額

1 道 税 588,760,491 △ 25,618,000 563,142,491

1 道 民 税 151,748,420 △ 3,872,000 147,876,420

2 事 業 税 122,120,611 △ 14,908,000 107,212,611

3 地 方 消 費 税 78,165,821 △ 2,903,000 75,262,821

4 不 動 産 取 得 税 22,065,113 △ 608,000 21,457,113

6 コ ー ル プ 場 利 用 税 3,777,206 10,000 3,787,206

10 自 動 車 取 得 税 20,439,481 180,000 20,619,481

11 軽 油 引 取 税 91,438,330 △ 3,453,000 87,985,330

13 核 燃 料 税 293,141 △ 64,000 229,141

2 地方消費税 116,498,696 △ 4,704,159 111,794,537
清算金

3	地方譲与税	11,864,000	△	184,000	11,680,000	14	諸収入	526,245,123	△	38,547,232	487,697,891
1	地方道路譲与税	10,600,000	△	155,000	10,445,000	1	延滞金、加算金及び過料	1,640,962	△	76,059	1,564,903
3	航空機燃料譲与税	312,000	△	29,000	283,000	2	預金利子	3,461		33,400	36,861
4	地方特例交付金	3,700,000		280,904	3,980,904	3	貸付金収入	501,689,635	△	40,080,227	461,609,408
1	地方特例交付金	3,700,000		280,904	3,980,904	4	受託事業収入	5,154,746	△	478,555	4,676,191
5	地方交付税	815,796,635		5,087,188	820,883,823	5	収益事業収入	7,398,461		1,031,000	8,429,461
1	地方交付税	815,796,635		5,087,188	820,883,823	6	雑収入	10,357,858		1,023,209	11,381,067
6	交通安全対策特別交付金	2,395,000	△	345,000	2,050,000	15	道債	544,781,027		9,832,600	554,613,627
1	交通安全対策特別交付金	2,395,000	△	345,000	2,050,000	1	道債	544,781,027		9,832,600	554,613,627
7	分担金及び負担金	56,984,549	△	1,329,104	55,655,445	歳入合計	歳出	3,373,681,177	△	50,343,938	3,323,337,239
1	分担金	4,296,782	△	62,593	4,234,189	1	議会議費	3,922,577		38,501	3,961,078
2	負担金	52,687,767	△	1,266,511	51,421,256	1	議会議費	3,922,577		38,501	3,961,078
8	使用料及び手数料	36,825,556	△	365,201	36,460,355	2	総務費	294,255,890		4,894,560	299,150,450
1	使用料	25,572,315	△	353,789	25,218,526	1	総務管理費	118,840,081		4,248,966	123,089,047
2	手数料	479,302		19,927	499,229	2	国際交流費	719,466	△	12,808	706,658
3	証紙収入	10,773,939	△	31,339	10,742,600	3	徴税費	121,978,048		323,113	122,301,161
9	国庫支出金	611,788,293		162,917	611,951,210	4	学事業務費	41,891,313		580,133	42,471,446
1	国庫負担金	213,912,768	△	199,948	213,712,820	5	防費	1,687,294	△	54,929	1,632,365
2	国庫補助金	390,637,097		1,266,142	391,903,239	6	領土復帰対策費	780,924	△	4,781	776,143
3	委託金	7,238,428	△	903,277	6,335,151	7	会計管理費	1,122,645	△	10,411	1,112,234
10	財産収入	7,131,708		51,628	7,183,336	8	札幌医科大学費	2,743,603	△	28,423	2,715,180
1	財産運用収入	4,744,228	△	238,145	4,506,083	9	選挙費	3,465,961	△	281,800	3,184,161
2	財産売却収入	2,387,480		289,773	2,677,253	10	人事委員会費	394,178	△	3,000	391,178
11	寄附金	148,885		500	149,385	11	監査委員費	632,377		138,500	770,877
1	寄附金	148,885		500	149,385	3	総合企画費	32,936,694	△	2,456,701	30,479,993
12	繰入金	40,765,092		4,459,875	45,224,967	1	総合企画管理費	12,476,460	△	852,834	11,623,626
1	特別会計繰入金	6,002,803		144,582	6,147,385	2	構造改革推進費	141,578	△	43,138	98,440
2	基金繰入金	34,762,289		4,315,293	39,077,582	3	政策費	863,867	△	6,834	857,033
13	繰越金	9,996,122		873,146	10,869,268	4	地域振興費	8,778,731	△	854,883	7,923,848
1	繰越金	9,996,122		873,146	10,869,268	5	経済企画費	1,024,692	△	293,483	731,209

4	環境生活費	6	交通企画費	9,651,366	△	405,529	9,245,837	7	農政費	11	石炭対策費	5,244,572	△	226,934	5,017,638
				12,638,399	△	290,683	12,347,716			13	労働委員会費	582,450	△	4,900	577,550
		1	環境生活管理費	4,911,452	△	160,972	4,750,480			1	農政管理費	315,918,520	△	746,000	315,172,520
		2	環境政策費	1,313,426	△	1,188	1,312,238			2	農地調整費	21,107,520		307,478	21,414,998
		3	環境保全費	743,918	△	25,652	718,266			3	農業経済費	5,223,856	△	436,371	4,787,485
		4	廃棄物対策費	484,579		85,000	569,579			4	土地改良指導費	15,203,716	△	181,047	15,022,669
		5	自然環境費	1,419,244	△	151,142	1,268,102			5	農業改良普及費	59,068,806	△	1,202,732	57,866,074
		6	文化振興費	1,545,629	△	62,557	1,483,072			6	構造改善費	1,823,222	△	36,785	1,786,437
		7	生活振興費	1,520,633	△	1,293	1,519,340			8	農業農村整備事業費	14,364,030		2,708,698	17,072,728
		8	青少年対策費	298,935		28,003	326,938					169,534,622	△	402,841	169,131,781
5	保健福祉費	10	交通安全対策費	307,546	△	882	306,664	8	水産林務費	10	農産芸費	14,181,155	△	410,246	13,770,909
		1	保健福祉管理費	274,289,714	△	801,507	273,488,207			11	酪農畜産費	8,155,007	△	698,382	7,456,625
		2	国民健康保険費	41,972,411	△	203,176	41,769,235			12	農業企画費	526,836	△	922	525,914
		3	地域医療費	7,312,295	△	604,134	6,708,161			13	農業試験費	5,874,310	△	392,850	5,481,460
		4	保健予防費	29,756,801	△	189,809	29,566,992					154,474,142	△	1,496,658	152,977,484
		5	地域保健費	33,653,726	△	671,936	32,981,790			1	水産林務管理費	13,102,861	△	89,600	13,013,261
		6	食品衛生費	1,672,501		24,247	1,696,748			2	企画調整費	426,939	△	7,608	419,331
		7	薬務費	146,937	△	1,313	145,624			3	水産経営費	8,825,747	△	149,281	8,676,466
		8	地域福祉費	39,118,566	△	92,051	39,026,515			4	栽培振興費	2,965,341	△	89,809	2,875,532
		9	高齢者保健福祉費	8,006,241	△	866,139	7,140,102			5	漁港漁村費	67,424,911	△	1,012,659	66,412,252
6	経済費	10	介護保険費	29,730,379		1,716,502	31,446,881	9	建設費	6	漁業管理費	846,708	△	68,413	778,295
		11	障害者保健福祉費	10,947,076	△	220,550	10,726,526			7	資源管理費	1,003,150	△	10,014	993,136
		12	児童家庭費	31,459,843	△	483,974	30,975,869			9	森林計画費	10,599,415	△	39,382	10,560,033
		13	保護費	32,440,191		294,494	32,734,685			10	林業振興費	6,185,504	△	15,231	6,170,273
		14	災害救助費	19,728		448,217	467,945			12	治山費	26,817,547	△	264	26,817,283
				442,263,801	△	36,976,674	405,287,127			13	水産業試験研究費	1,341,512	△	12,853	1,328,659
		2	資源工本ルギー費	2,499,299	△	238,374	2,260,925			14	林産業試験研究費	378,042	△	1,544	376,498
		3	産業振興費	4,462,478	△	371,044	4,091,434			1	建設管理費	603,514,179		322,374	603,836,553
		4	経営金融費	375,779,836	△	38,707,261	337,072,575			2	道路橋りょう費	42,899,775	△	174,630	42,725,145
		5	貿易経済交流費	95,501		773	96,274			3	河川費	271,205,183	△	544,954	270,660,229
7	労働費	6	雇用対策費	20,294,929		1,630,461	21,925,390	10	企業立地推進費	4	空港港湾費	121,153,447	△	79,072	121,074,375
		7	労政福祉費	198,702	△	2,043	196,659			5	砂防海岸費	8,182,035	△	276,206	7,905,829
		8	職業能力開発費	3,848,912	△	289,963	3,558,949			6	建築指導費	40,691,401		2,966,596	43,657,997
		10	企業立地推進費	20,448,754		1,232,611	21,681,365					19,520,160		139,256	19,659,416

警察費	7	住宅環境費	42,022,765	△	1,271,091	40,751,674	12 災害復旧費	8	保健体育費	2,867,798	△	3,904	2,863,894
	8	都市環境費	43,513,596	△	427,540	43,086,056				14,220,541	△	1,033,847	13,186,694
	9	公園下水道費	14,035,836	△	9,985	14,025,851		1	農地開発施設災害復旧費	1,570,364	△	198,661	1,371,703
			150,494,764	△	257,231	150,237,533							
			136,403,279	△	257,231	136,146,048							
教育費	1	警察管理費	586,822,647	△	1,548,474	585,274,173	2	水産林業施設災害復旧費	3,048,180	△	905,250	2,142,930	
			24,753,156	△	130,744	24,622,412	3	土木施設災害復旧費	9,601,997		70,064	9,672,061	
	1	教育総務費	215,799,428	△	300,714	215,498,714	13 公債費						
	2	小学校校費	134,517,067	△	198,975	134,318,092		1	公債費	389,588,729	△	6,848,597	382,740,132
	3	中学校校費	157,372,121	△	818,271	156,553,850				389,588,729	△	6,848,597	382,740,132
4	高等学校校費	47,235,243	△	231,257	47,003,986	14 諸支出金		1	繰出金	98,140,580	△	3,143,001	94,997,579
5	特殊学校校費	877,822	△	5,708	872,114					15,304,291	△	708,779	14,595,512
6	学社会教育費						2	諸費	82,836,289	△	2,434,222	80,402,067	
7	学社会教育費	3,400,012		141,099	3,541,111		歳出計		3,373,681,177	△	50,343,938	3,323,337,239	

第2表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正			補正		
		事業補	名金前	事業補	名金後	事業補	名金後
保健福祉費	1	社会福祉施設整備事業費	8,140,926	社会福祉施設整備事業費	8,165,244		
	1	公共事業費	711,746	公共事業費	1,122,700		
	1	農政管理費	3,636,087	農政管理費	11,519,529		
	8	農業農村整備事業費	2,419,927	農用地改良事業費	4,334,098		
		農用地防災事業費	1,484,350	農用地防災事業費	2,221,106		
水産林務費	1	農村総合整備事業費	5,487,947	農村総合整備事業費	10,555,502		
		農道等整備事業費	2,145,000	農道等整備事業費	3,254,430		
	1	水産林務管理費	204,956	公共事業費	206,256		
			—	補助事業費	13,400		
		沿岸漁業漁村振興構造改善対策事業費	308,128	沿岸漁業漁村振興構造改善対策事業費	506,128		
建設費	5	漁港漁村費	5,226,375	水産基盤整備事業費	8,915,775		
			920,893	漁港海岸保全事業費	933,693		
	9	森林計画費	—	森林保全整備事業費	17,400		
	1	建設管理費	48,201	公共事業費	80,686		
			21,600	補助事業費	39,313		

事 項	補 正	(単位 千円)	
		前	後
		期 間 限 度 額	期 間 限 度 額
2 道路橋りょう費	道路交通安全施設費	1,467,900	1,734,720
	道路改良費	2,470,920	2,890,500
	道路凍雪害防止事業費	526,630	740,345
3 河 川 費	河 川 改 修 費	12,058,800	12,755,500
	小規模河川改修費	211,000	320,000
	都市小規模河川改修費	290,000	383,500
	低地対策河川事業費	548,900	685,700
	統合河川整備事業費	2,097,900	2,505,100
	ダム建設事業費	3,478,747	3,507,047
5 砂 防 海 岸 費	火山砂防激甚災害対策特別緊急事業費	—	161,000
	災害関連事業費	—	898,400
	災害河川・海岸事業費	—	266,498
8 都 市 環 境 費	都市計画街路事業費	4,162,000	712,197
9 公 園 下 水 道 費	過疎下水道代行事業費	—	8,933,000
12 災 害 復 旧 費	2 水産林業施設災害復旧費	—	564,216
	3 土木施設災害復旧費	—	34,700
	土木災害復旧事業費	4,825,400	661,600
	土木災害復旧事業費	—	6,017,754
第3表	債 務 負 担 行 為 補 正		
事 項	補 正	期 間 限 度 額	期 間 限 度 額
平成13年度大家畜経営維持資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	101,270	106,737
昭和51年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	昭和51年度から平成13年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費及び造成費について	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について
		340,000千円以内取得、管理、造成及び処分に係る経費について	6,537千円以内借入資金に係る利子について
		年6%以内の額借入資金に係る利子について	国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利

昭和56年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	昭和56年度から 平成13年度まで	年0.5%半年複利以内 の額 の合計額 北海道土地開発公社が行 う管理費及び調査測量費 について 11,000千円以内 管理、調査測量及び処分 に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子につ いて 年0.5%半年複利以内 の額 の合計額	平成14年度から 平成18年度まで	以内の額 の合計額 北海道土地開発公社が行 う管理費、調査測量費、 事務費及び資金経費につ いて 28,509千円以内 借入資金に係る利子につ いて 国庫債務負担行為によ る用地の先行取得に係 る限度利率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和61年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	昭和61年度から 平成13年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費について 10,000千円以内 管理に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子につ いて 年0.5%半年複利以内 の額 の合計額	平成14年度から 平成18年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費、事務費及び資 金経費について 17,512千円以内 借入資金に係る利子につ いて 国庫債務負担行為によ る用地の先行取得に係 る限度利率の半年複利 以内の額 の合計額
平成3年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成3年度から 平成13年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費について 10,700千円以内 管理に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子につ いて 年0.5%半年複利以内 の額 の合計額	平成14年度から 平成18年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費、事務費及び資 金経費について 14,991千円以内 借入資金に係る利子につ いて 国庫債務負担行為によ る用地の先行取得に係 る限度利率の半年複利 以内の額 の合計額
平成8年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成8年度から 平成13年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費について 14,500千円以内 管理に係る経費について 年6%以内の額	平成14年度から 平成18年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費、事務費及び資 金経費について 15,390千円以内 借入資金に係る利子につ

借入資金に係る利子につ
いて
年0.5%半年複利以内
の額
の合計額

いて
国庫債務負担行為によ
る用地の先行取得に係
る限度利率の半年複利
以内の額
の合計額

号第1350

報 告 公 司 北 興 産 北

第4表

起 債 の 目 的	地 方 債				正 補 正				(単位 千円)
	限 度 額	起 債 の 方 法	正 利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	正 利 率	償 還 の 方 法	
議 会 庁 舎 改 築 設 計 費	240,000	総務省、財務省その他から の借入れ又は 知事の定める 債券の発行に よる。	10%以内	据置期間を含め30年以内に において、半年賦元利均等償 還又は知事の定める方法に よる。ただし、必要に応じ て繰上償還することができる。	0	—	—	—	
本 庁 構 内 整 備 事 業 費	197,000		10%以内		10%以内	141,000	10%以内	10%以内	—
庁 舎 等 整 備 費	270,000		10%以内		10%以内	428,000	10%以内	10%以内	—
支 庁 庁 舎 建 設 費	363,000	—	10%以内	—	322,000	10%以内	10%以内	—	
新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 費	—	—	—	—	5,965,000	総務省、財務省その他から の借入れ又は 知事の定める 債券の発行に よる。	10%以内	据置期間を含め30年以内に において、半年賦元利均等償 還又は知事の定める方法に よる。ただし、必要に応じ て繰上償還することができる。	
石 狩 東 部 広 域 水 道 対 策 費	130,000	10%以内	10%以内	121,000	10%以内				10%以内
自 然 環 境 対 策 費	249,000	10%以内	10%以内	199,000	10%以内				10%以内
みどりの環境づくり特別対策事業費	5,000	—	10%以内	—	6,000	10%以内	10%以内	—	
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	1,915,000	総務省、財務省その他から の借入れ又は 知事の定める 債券の発行に よる。	10%以内	据置期間を含め30年以内に において、半年賦元利均等償 還又は知事の定める方法に よる。ただし、必要に応じ て繰上償還することができる。	1,923,000	10%以内	10%以内	—	
難 病 セ ン タ ー 施 設 整 備 費	60,000		10%以内		10%以内	0	—	10%以内	—
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	433,000		10%以内		10%以内	397,000	10%以内	10%以内	—
知的障害者福祉施設整備費	96,000	—	10%以内	—	44,000	10%以内	10%以内	—	
技術専門学院施設整備費	167,000	—	10%以内	—	189,000	10%以内	10%以内	—	
職業能力開発支援センター整備費	298,000	—	10%以内	—	404,000	10%以内	10%以内	—	
工 業 基 地 開 発 費	—	—	—	—	1,480,000	10%以内	10%以内	—	
直 轄 土 地 改 良 事 業 費	12,363,000	—	10%以内	—	17,728,000	10%以内	10%以内	—	
土 地 改 良 事 業 費	15,613,000	—	10%以内	—	15,388,000	10%以内	10%以内	—	
農 用 地 造 成 事 業 費	621,000	—	10%以内	—	169,000	10%以内	10%以内	—	
農 村 総 合 整 備 事 業 費	4,776,000	—	10%以内	—	4,351,000	10%以内	10%以内	—	
農 村 総 合 整 備 事 業 費	3,965,000	—	10%以内	—	3,737,000	10%以内	10%以内	—	

農道整備事業費	6,954,000	10%以内
農道整備特別対策事業費	4,919,000	10%以内
農業試験場施設整備費	2,057,000	10%以内
畜産試験場施設整備費	696,000	10%以内
水産基盤整備費	18,283,000	10%以内
直轄漁港修築事業費	5,026,000	10%以内
漁港海岸保全費	2,391,000	10%以内
林道事業費	3,444,000	10%以内
林道整備特別対策事業費	509,000	10%以内
治山事業費	13,432,000	10%以内
直轄治山事業費	208,000	10%以内
臨時治山施設整備特別対策事業費	2,079,000	10%以内
直轄道路事業費	78,427,000	10%以内
道路維持管理費	6,977,000	10%以内
道路新設改良費	30,956,000	10%以内
積雪寒冷対策費	3,708,000	10%以内
市町村道整備費	3,483,000	10%以内
臨時道路整備特別対策事業費	40,057,000	10%以内
地域道路整備特別対策事業費	11,291,000	10%以内
みどりの道・川づくり特別対策事業費	406,000	10%以内
直轄河川事業費	25,484,000	10%以内
河川改良費	29,302,000	10%以内
臨時河川整備特別対策事業費	7,446,000	10%以内
ダム建設費	4,444,000	10%以内
直轄空港整備費	541,000	10%以内
空港整備費	348,000	10%以内
港湾海岸保全事業費	61,000	10%以内
直轄砂防事業費	1,792,000	10%以内
砂防	11,333,000	10%以内
臨時砂防施設整備特別対策事業費	2,309,000	10%以内
災害関連事業費	492,000	10%以内

6,219,000	10%以内
5,392,000	10%以内
2,805,000	10%以内
687,000	10%以内
17,809,000	10%以内
5,251,000	10%以内
2,320,000	10%以内
2,712,000	10%以内
485,000	10%以内
12,118,000	10%以内
188,000	10%以内
2,089,000	10%以内
75,937,000	10%以内
7,044,000	10%以内
27,839,000	10%以内
8,988,000	10%以内
3,466,000	10%以内
42,221,000	10%以内
13,299,000	10%以内
515,000	10%以内
24,806,000	10%以内
27,263,000	10%以内
7,711,000	10%以内
3,615,000	10%以内
526,000	10%以内
264,000	10%以内
60,000	10%以内
4,170,000	10%以内
10,529,000	10%以内
2,349,000	10%以内
750,000	10%以内

据置期間を含め30年以内に おいて、半年賦元利均等償 還又は知事の定める方法に よる。ただし、必要に応じ て繰上償還することができ る。

直轄海岸事業費	482,000	10%以内	310,000	10%以内
海岸保全事業費	3,393,000	10%以内	3,065,000	10%以内
寒地住宅都市研究所改築費	3,078,000	10%以内	5,037,000	10%以内
公営住宅建設費	6,829,000	10%以内	6,044,000	10%以内
街路事業費	15,302,000	10%以内	15,279,000	10%以内
臨時街路整備特別対策事業費	5,683,000	10%以内	6,233,000	10%以内
都市公園費	2,115,000	10%以内	2,062,000	10%以内
下水道費	1,264,000	10%以内	1,563,000	10%以内
警察施設整備費	747,000	10%以内	987,000	10%以内
交通安全施設整備費	1,937,000	10%以内	2,137,000	10%以内
高等学校施設整備費	12,328,000	10%以内	12,721,000	10%以内
特殊学校施設整備費	983,000	10%以内	1,140,000	10%以内
情報処理教育設備整備費	548,000	10%以内	460,000	10%以内
漁港災害復旧費	31,000	10%以内	10,000	10%以内
林道災害復旧費	35,000	10%以内	40,000	10%以内
治山災害復旧費	531,000	10%以内	390,000	10%以内
土木災害復旧費	1,943,000	10%以内	1,960,000	10%以内
住民税等減税補てん償	6,300,000	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 の見直し を行った 後において は、当該 見直し後 の利率)	6,120,600	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 の見直し を行った 後において は、当該 見直し後 の利率)
地域政策事業費	—	—	—	10%以内
合 計	544,781,027	—	3,000,000 561,613,627	10%以内

報 告 公 債 償 還 北 海 道

第 1 3 5 0 号

平成13年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成13年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,284,680千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,678,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正			
(単位 千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額
1 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1,116,912 △	681,116
		1,116,912	435,796
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	83,846,483 △	1,603,564
		83,846,483	82,242,919
歳 入	合 計	84,963,395 △	2,284,680
		84,963,395	82,678,715

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額
1 公 債 費	1 公 債 費	84,963,395 △	2,284,680
		84,963,395	82,678,715
歳 出	合 計	84,963,395 △	2,284,680
		84,963,395	82,678,715

平成13年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算 (第2号)

平成13年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,552,635千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,260,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第2表

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	510,443 △	313,368
		510,443	197,075
2 繰 越 金	1 繰 越 金	181,221 △	144,036
		181,221	37,185
3 諸 収 入	2 貸 付 金 収 入	12,896,457 △	399,860
		12,627,078 △	614,633
	3 雑 収 入	268,279	214,773
		1,225,027 △	695,371
4 道 債	1 道 債	1,225,027 △	695,371
		1,225,027	529,656
歳 入	合 計	14,813,148 △	1,552,635
		14,813,148	13,260,513

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費	1 中小企業近代化資金貸付事業費	2,847,029 △	1,636,310
		2,847,029	1,210,719
2 公 債 費	1 公 債 費	9,193,533	30,114
		9,193,533	9,223,647
3 諸 支 出 金	1 繰 越 金	2,772,586	53,561
	2 繰 越 金	2,772,586 △	3,489
		0	57,050
歳 出	合 計	14,813,148 △	1,552,635
		14,813,148	13,260,513

第1350号

報 告 公 債 北

起 債 の 目 的										(単位 千円)			
				補 正 前		補 正 後							
				限 度	補 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					
中小企業近代化資金貸付事業費				1,225,027		中小企業総合事業団からの借入れによる。	2.7%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。					
平成13年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算 (第1号)													
平成13年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算 (第1号)は、次に定めるところによる。													
(歳入歳出予算の補正)													
第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,905千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,044,783千円とする。													
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。													
第1表													
				歳 入	歳 出	予 算	補 正						
				(単位 千円)									
款				項				補 正 額					
2 繰 入 金				補 正 前 の 額				計					
				353,577				4,905					
				△				348,672					
				353,577				△					
				△				4,905					
				4,049,688				4,044,783					
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△									
				4,905									
				4,044,783									
				△				</					

6	諸 収 入	2	雑 入	30,452 △	1,278	29,174
	歳 入 合 計			30,442 △	1,278	29,164
			歳 出	12,040,506 △	113,149	11,927,357
(単位 千円)						
1	道有林野費	1	道有林野管理費	5,421,900 △	92,727	5,329,173
		2	道有林野事業費	2,577,710 △	72,842	2,504,868
				2,844,190 △	19,885	2,824,305
2	公 債 費	1	公 債 費	6,200,459 △	7,460	6,192,999
				6,200,459 △	7,460	6,192,999
3	諸 支 出 金	1	繰 出 金	418,147 △	12,962	405,185
				418,147 △	12,962	405,185
	歳 出 合 計			12,040,506 △	113,149	11,927,357
平成13年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算 (第2号)						
平成13年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算 (第2号)は、次に定めるところによる。						
(繰越明許費)						
第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。						
第1表	繰 越 明 許 費					
	款	項	事業 建設 費	金額	(単位 千円)	額
1	流域下水道事業費	1	流域下水道事業費	403,500		
平成13年度北海道地方競馬特別会計補正予算 (第2号)						
平成13年度北海道地方競馬特別会計補正予算 (第2号)は、次に定めるところによる。						
(歳入歳出予算の補正)						
第1条	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,113,334千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,774,527千円とする。					
2	歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算					

の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表	歳 入 歳 出 予 算 補 正					
	款	項	補正前の額	補正額	(単位 千円)	計
1	使用料及び手数料	1	手数料	7,488 △	308	7,180
2	財産収入	1	手数料	7,488 △	308	7,180
				3,756 △	2,273	1,483
				3,756 △	2,273	1,483
4	繰 越 金	1	繰 越 金	10	23,020	23,030
				10	23,020	23,030
5	諸 収 入	1	預 金 利 子	21,871,607 △	5,133,773	16,737,834
		2	収 益 事 業 収 入	880 △	610	270
		3	一 般 会 計 借 入 金	18,433,499 △	5,995,661	12,437,838
		4	雑 入	1,865,649	977,664	2,843,313
				1,571,579 △	115,166	1,456,413
	歳 入 合 計			21,887,861 △	5,113,334	16,774,527
歳 出						
(単位 千円)						
1	競 馬 費	1	競 馬 総 務 費	21,657,032 △	5,038,367	16,618,665
		2	競 馬 開 催 費	148,814 △	7,815	140,999
				21,508,218 △	5,030,552	16,477,666
2	諸 支 出 金	1	繰 出 金	227,829 △	71,967	155,862
		2	納 付 金	22,593	29	22,622
				205,236 △	71,996	133,240
3	予 備 費	1	予 備 費	3,000 △	3,000	0
				3,000 △	3,000	0
	歳 出 合 計			21,887,861 △	5,113,334	16,774,527
平成13年度北海道電気事業会計補正予算 (第1号)						

室 蘭 地 区 工業用水道改修事業				616,119千円	△ 217,700千円	398,419千円
(収益的収入及び支出)						
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金308,081千円」を「一般会計から長期借入金277,198千円」に改める。						
(科)	目	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
収 入						
	第1款 工業用水道事業収益	1,652,236千円	△	424千円	1,651,812千円	
	第1項 営 業 収 益	1,642,299千円	△	424千円	1,641,875千円	
	第2項 営 業 外 収 益	9,937千円	△	536千円	9,401千円	
	第3項 特 別 利 益	0千円		536千円	536千円	
支 出						
第1款 工業用水道事業費用	2,111,816千円	△	49,006千円	2,062,810千円		
第1項 営 業 費 用	1,698,479千円	△	88,727千円	1,609,752千円		
第2項 営 業 外 費 用	413,337千円		20,901千円	434,238千円		
第3項 特 別 損 失	0千円		18,820千円	18,820千円		
(資本的収入及び支出)						
第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額566,595千円」を						

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額548,850千円」に、「過年度分損益勘定留保資金41,983千円、当年度分損益勘定留保資金489,415千円及び当年度資本的収支調整額35,197千円」を「過年度分損益勘定留保資金42,687千円、当年度分損益勘定留保資金483,088千円及び当年度資本的収支調整額23,075千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。					
(科)	目	(既決予定額)	(補正予定額)	(	計)
収 入	第1款 資本的収入	1,964,616千円	△ 192,350千円	1,772,266千円	
	第1項 企業債	1,613,000千円	△1,613,000千円	0千円	
	第2項 補助金	135,600千円	△ 41,900千円	93,700千円	
	第3項 負担金	1,623千円	1,590千円	3,213千円	
	第4項 他会計からの出資金	104,068千円	54,663千円	158,731千円	
	第5項 他会計からの長期借入金	110,325千円	1,406,015千円	1,516,340千円	
第6項 固定資産売却代金	0千円	282千円	282千円		
支 出	第1款 資本的支出	2,531,211千円	△ 210,095千円	2,321,116千円	
	第1項 建設改良費	1,711,840千円	△ 210,802千円	1,501,038千円	
	第3項 返還金	0千円	707千円	707千円	
(企業債)					

起 債 の 目 的			補 正	
限 度	額	起 債 の 方 法	利 率	償 還
	千円			
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	1,452,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間をおいて、半還又は知事による。ただで繰上償還る。
室蘭地区工業用水道改修事業	161,000		10%以内	
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)				
第6条 予算第7条中「(1)職員給与費440,257千円」を「(1)職員給与費414,995千円」に、				
「(2)交際費800千円」を「(2)交際費115千円」に改める。				
地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の				

- 3 主たる事務所又は 富良野市花園町 2 番 6 号
事業所の所在地
- 4 指定の取消年月日 平成11年 7 月31日

札幌医科大学長 告 白

札幌医科大学告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年 3 月22日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1 資格及び委託業務の種類
- 平成14年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約 平成14年 3 月22日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医学部附属病院医療材料の S P D システム運営業務委託契約
- (2) 資 格 札幌医科大学医学部附属病院医療材料の S P D システム運営業務の委託に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 業 務 の 種 類 医学部附属病院医療材料の S P D システム運営業務委託
- 2 資 格 要 件
- 次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 資本金の額が1,000万円以上であること。
- (6) 平成11年度以降、国又は地方公共団体と医療材料等の S P D システム運営業務に関する委託契約を数回以上締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 病床数500床以上の病院と、院外型医療材料等の S P D システム運営業務に関する委託契約を締結し、その実績が 1 年以上あり、かつ誠実に履行した者であること。
- (8) 平成14年 3 月 1 日現在、札幌医科大学附属病院に医療材料を納品するに当たり、おおむね 1 時間以内の範囲内に、200 平方メートル以上の物品管理倉庫を保有又は確保していること。

- 3 資格要件の特例
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2 の(6)に掲げる資格要件は、適用しない。
- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第 3 条第 4 号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申 請 の 時 期
- 資格審査の申請は、平成14年 3 月22日（金）から27日（水）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法
- 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局病院課物流管理センター
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区南 1 条西16丁目
- 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3142
- 5 資格審査の再申請
- (1) 再 申 請 の 事 由
- 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者からの当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したものの
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者で、その構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再 申 請 の 方 法
- 再申請しようとする者は、4 の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 2 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 札幌医科大学告示第11号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年3月22日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入札に付する事項 (1) 委託業務の名称及び数量 札幌医科大学医学部附属病院医療材料のSPDシステム運営業務一式 (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで (4) 履行場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年札幌医科大学告示第10号に規定する札幌医科大学医学部附属病院医療材料のSPDシステム運営業務の委託に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課物流管理センター 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院 3階 臨床第1会議室(A) (2) 入 札 日 時 平成14年4月1日 午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい	う。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課物流管理センター (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者あるかを申し出てください。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課物流管理センター イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3142 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程を次のように定める。 平成14年3月22日	

北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

北海道企業管理規程第 3 号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程

北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程（平成10年北海道企業管理規程第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道公営企業管理者（以下「管理者」という。）が管理する公文書について、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公文書検索資料）

第2条 条例第4条の公文書の検索に必要な資料は、企業局総務課に備え置くものとする。

2 前項に定めるもののほか、公文書の検索に必要な資料の作成及び縦覧に関し必要な事項は、管理者が定める。

（公文書開示請求書）

第3条 条例第13条の請求書は、別記第1号様式の公文書開示請求書によるものとする。

（公文書開示決定期間延長通知書）

第4条 条例第14条第3項の書面は、別記第2号様式の公文書開示決定期間延長通知書によるものとする。

（公文書開示決定通知書等）

第5条 条例第15条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 公文書の開示をすることと決定したとき 別記第3号様式の公文書開示決定通知書

(2) 公文書の開示をしないことと決定したとき 別記第4号様式の公文書非開示決定通知書

(3) 公文書の一部について公文書の開示をすることと決定したとき 別記第5号様式の公文書一部開示決定通知書

（公文書の存否を明らかにしない決定通知書）

第6条 条例第16条第2項において準用する条例第15条第1項の書面は、別記第6号様式の公文書の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

（公文書不存在通知書）

第7条 条例第17条の通知は、別記第7号様式の公文書不存在通知書により行うものとする。（事業移送通知書）

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事業移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の

事業移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の公文書の開示決定に係る通知書によるものとする。

（公文書の閲覧）

第10条 公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に取り扱い扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（公文書の写しの交付等）

第11条 公文書の写しの交付部数は、開示請求があった公文書1件名につき1部とする。

2 公文書の写しの作成方法は、管理者が定める。

（公文書の写しの交付に要する費用の納付）

第12条 条例第20条の開示公文書の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。（審査会に諮問した旨の通知）

第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等の通知）

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

公文書開示請求書

平成 年 月 日

北海道公営企業管理者 様

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)
氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 開示の区分	(1) 閲覧 (2) 写しの交付
3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由	
4 受付年月日	平成 年 月 日
5 担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)
6 備考	

- 注1 2の欄は、該当する番号を○印で囲んでください。
2 3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。
3 印が付されている4から6までの欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A4)

別記第2号様式（第4条関係）

公文書開示決定期間延長通知書

第 号

平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者 印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条の規定により、次のとおり開示するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1	公文書の名称		
2	北海道情報公開条例第14条第1項本文に規定する決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
3	延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道情報公開条例第14条第1項ただし書 (2) 北海道情報公開条例第14条第2項本文 (3) 北海道情報公開条例第14条第2項ただし書
		理由	
		決定時期	平成 年 月 日
4	担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)	
5	備考		

(日本工業規格A4)

別記第3号様式（第5条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 公文書の名称								
2 開示の日時及び場所	日 時	平成	年	月	日	午前	時	分
	場 所	電話 (内線)						
3 担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)							
4 備考								

注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(日本工業規格A4)

別記第4号様式（第5条関係）

公文書非開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので、通知します。

1 公文書の名称			
2 開示しない理由	北海道情報公開条例第10条第1項第 号に該当		
3 開示することができ る期日	平成 年 月 日		
4 担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)		
5 備考			

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができ
ます。
注 3の欄は、開示することができ
る期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

(日本工業規格A4)

別記第5号様式（第5条関係）

公文書一部開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 開示の日時及び場所	日時 平成 年 月 日 午前 時 分 場所 電話 (内線)
3 開示しない部分の概要及びその理由	概要 北海道情報公開条例第10条第1項第 号に該当理由
4 開示しない部分を開示することができる期日	平成 年 月 日
5 担当部課等	北海道企業局 総務課 (内線) 電話
6 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。

2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 4の欄は、開示しない部分について開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

(日本工業規格A4)

別記第6号様式（第6条関係）

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第16条第1項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	北海道情報公開条例第12条に該当
2 存否を明らかにしない理由	
3 担当部課等	北海道企業局 総務課 (内線) 電話
4 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格A4)

別記第7号様式（第7条関係）

公文書不存通知書	
第 号	平成 年 月 日
様	
北海道公営企業管理者 印	
平成 年 月 日 開示請求のあった公文書について、公文書が存在しませんでしたので、北海道情報公開条例第17条の規定により、通知します。	
1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 不存の理由	
3 担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)
4 備考	

この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができず。

別記第8号様式（第8条関係）
その1

事案移送通知書	
第 号	平成 年 月 日
様	
北海道公営企業管理者 印	
平成 年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。	
1 公文書の名称又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	平成 年 月 日
4 移送をした実施機関（公営企業管理者）の担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (電話 部 (内線) 課)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

その2

事 案 移 送 通 知 書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	平成 年 月 日
4 移送をした実施機関 (公営企業管理者)の 担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)
5 移送を受けた北海道 議会議長における担当 課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をする事になります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第9号様式 (第9条関係)

公文書の開示に係る意見照会書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

北海道情報公開条例に基づき、平成 年 月 日に次のとおりに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。
本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示することに對して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、平成 年 月 日までに御返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録されている に関する情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第11条により開示をする理由	
4 意見書の提出先 (担当部課等)	(〒 -) 北海道企業局 総務課 電話 (内線) FAX
5 備考	

(日本工業規格A4)

別紙

別記第10号様式（第9条関係）

公文書の開示決定に係る意見書

平成 年 月 日

北海道公営企業管理者 様

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)
氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
連絡先 電話番号

平成 年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称 又は内容			
2 開示決定に対する 反対意思の有無	有	無	
3 意見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

公文書の開示決定に係る通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

平成 年 月 日付けの

に関する情報が記録され

た公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、 に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1	公文書の名称	
2	開示決定年月日及び 番号	平成 年 月 日付け 第 号
3	開示決定をした理由	
4	開示を実施する日	平成 年 月 日
5	担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)
6	備考	

別記第11号様式（第13条関係）

審査会諮問通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

平成 年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立ての内容	
3 諮問をした日	平成 年 月 日
4 担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格A4)

別記第12号様式（第14条関係）

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5 開示を実施する日	平成 年 月 日
6 担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)
7 備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号様式（第14条関係）

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公営企業管理者



に関する情報が記録された公文書について、平成 年 月 日
付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立
てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公 文 書 の 名 称	
2	異議申立てに係る情 報（非開示とした情報 のうち、異議申立人が 開示を求めた情報）の うち、 に関する情報	
3	2 に記載された情報 のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する 決定（原処分を変更す る決定）の理由	
5	開示を実施する日	平成 年 月 日
6	担 当 部 課 等	北海道企業局 総務課 電話 （内線）
7	備 考	

（日本工業規格 A 4）